

(※) 2016年4月24日(日)の定期総会で承認を受けたものです。

はつが野自治会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、はつが野自治会と称する。

(区域)

第2条 本会の区域は、和泉市はつが野一丁目及び二丁目とする。

(自治会の構成)

第3条 本会の運営を円滑に行うために、班およびブロックを置く。

2 班およびブロックの編成は、当該住民の協議を経て、役員会の議決および総会の承認を受ける。

(目的)

第4条 本会は、以下に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- (1) 地域の生活環境の改善及び向上に関すること
- (2) 防災、防犯、交通安全、保健衛生、男女共同参画、人権推進に関すること
- (3) 会員相互の事務連絡及び情報提供に関すること
- (4) 会員相互の親睦・相互理解の向上に関すること
- (5) 社会の一員としての相互扶助に基づく社会福祉貢献に関すること
- (6) 大阪府・和泉市などの公的諸機関との連携並びに当地区に対する施策の推進に関すること
- (7) その他本会の目的を達成するために必要と認められる活動

(主たる事務所)

第5条 本会の主たる事務所は、和泉市はつが野一丁目32番27号 はつが野自治会館に置く。

但し、自治会館開設までは、本会代表者の自宅に置く。

第2章 会員

(会員)

第6条 本会の会員は、第2条に定める区域に住所を有する個人とする。

2 第2条に定める区域に事業所を有する法人及び団体で本会の活動を賛助する者は賛助会員となることができる。

- (1) 賛助会員として登録を希望する者は、役員会での審査の結果、承認されたものに限り、賛助会員として認定される。
- (2) 賛助会員は、表決権等の本会の意思決定に関与することはできない。

(入会)

第7条 第2条に定める区域に住所を有する個人で本会に入会しようとする者は、細則に定める入会届を会長に提出しなければならない。

2 本会は、前項の入会申込みがあった場合には、正当な理由なくこれを拒んではならない。

(会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納めなければならない。

2 賛助会員は、総会において別に定める会費を納めなければならない。

(退会)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には退会したものとす。

- (1)第2条に定める区域内に住居を有しなくなった場合
- (2)本人より細則に定める退会届が会長に提出された場合
- (3)会員が死亡し、又は失踪宣告を受けた場合
- (4)次の各号の一に該当し、総会の3分の2以上の議決により除名された場合
 - ア 本会の会則に違反したとき
 - イ 会費を滞納したとき
 - ウ 本会の名誉を傷つけ、又は本会の目的に反する行為をしたとき
 - エ 自己又は第三者の利益のために本会を利用する行為を行ったとき
 - オ 反社会的勢力であることが判明したとき

第3章 役員

(役員の種類)

第10条 本会に次の役員を置く。役員は理事と監事をもって構成する。

(1)理事

| | |
|--------------|-----------------------|
| ア 会長 | 1名 |
| イ 副会長 | 1～4名(他の理事を兼務することができる) |
| ウ 会計委員長 | 1名 |
| エ 書記 | 2名 |
| オ 環境・街づくり委員長 | 1名 |
| カ 自主防災委員長 | 自治会長が兼務する |
| キ 防犯委員長 | 1名 |
| ク 総務委員長 | 1名 |
| ケ 広報委員長 | 1名 |
| コ 福祉委員長 | 1名 |
| サ ウェブサイト委員長 | 1名 |
| シ ブロック長 | ブロック数 |
| ス 子ども会会長 | 1名 |
| セ 老人クラブ会長 | 1名 |

(2)監事 2名

(役員を選任及び解任)

第11条 本会の役員は、総会において会員の中から選任する。ただし、ブロック長は第16条により選出され総会において承認される。

- 2 監事は、理事を兼ねることができない。
- 3 会長以外の役員に欠員が生じた場合は、役員相互により他の役員がその職務を代行する。
- 4 役員が次の各号の一に該当するときは、総会の議決により、解任することができる。

- (1)心身の障がいのため、職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2)職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められたとき。

(役員職務)

第12条 各理事は、次の職務を行う。

- (1)会長は、本会を代表し統括する。
 - (2)副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときまたは会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によってその職務を代行する。
 - (3)会計委員長は、会計事務を担当する。
 - (4)書記は、会務の記録を担当する。
 - (5)環境・街づくり委員長は、本会区域の美化活動、保健衛生活動及び交通安全活動を担当する。
 - (6)自主防災委員長は、本会区域の防災活動を担当する。
 - (7)防犯委員長は、本会区域の防犯活動及び青少年指導活動を担当する。
 - (8)総務委員長は、本会の総務業務を担当する。
 - (9)広報委員長は、本会の広報活動を担当する。
 - (10)福祉委員長は、本会の福祉活動を担当する。
 - (11)ウェブサイト委員長は、自治会ウェブサイトの運営を担当する。
 - (12)ブロック長は、各ブロックを代表して会務を遂行し、各班長との連絡、調整にあたる。
 - (13)子ども会会長は、本会と子ども会との情報交換、各種協力事項の調整にあたる。
 - (14)老人クラブ会長は、本会と老人クラブとの情報交換、各種協力事項の調整にあたる。
- 2 監事は、次に掲げる業務を行う。
- (1)理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2)本会の財産の状況を監査すること。
 - (3)前2号の規定による監査の結果、本会の業務又は財産に関し不整の行為又は法令若しくは会則に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会に報告すること。
 - (4)前号の報告をするため必要がある場合には、総会の招集を請求すること。

(役員任期)

第13条 役員任期は1年とする。但し、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第4章 班長並びにブロック長

(班長の選任及び任期)

第14条 各班は、年度ごとに班長1名を選任し、任期は1年とする。但し、再任を妨げない。

- 2 班長は、原則として、世帯ごとの輪番制とする。

但し、高齢者、心身障がい者、その他世帯の事情等で職務の遂行が困難と認められる場合は、本人の申し出により免除又は延期することができる。

- 3 班長に欠員が生じた場合は、ただちに欠員を補充しなければならない。その任期は前任者の残任期間とする。

(班長の職務)

第15条 班長は、次の職務を行う。

- (1) 会費を徴収し会計に納入する。
- (2) 回覧、広報等を回付、配布する。

- (3) 自治会への要望を取りまとめる。
- (4) その他班の会務に必要な活動を行う。

(ブロック長の選出)

第16条 各ブロックは、年度ごとに班長の互選によりブロック長1名を定める。
但し、班長以外のブロック所属の会員がブロック長を務めることを妨げない。

第5章 総会

(総会の種別)

第17条 本会の総会は、通常総会と臨時総会の2種とする。

(総会の構成)

第18条 総会は、会員をもって構成する。

(総会の権能)

第19条 総会は、この会則に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。

(総会の開催)

第20条 通常総会は、毎年会計年度終了後1か月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めた場合
- (2) 会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があった場合
- (3) 第12条第2項第4号の規定により、監事から召集の請求があった場合

(総会の招集)

第21条 総会は、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第2項第2号及び第3号による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも開催日の5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第22条 総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第23条 総会は、総会員の2分の1以上の出席がなければ開催することができない。

2 前項の規定にかかわらず、次の事項を議決する総会を除き、出席した会員数の計算は会員1人につき、その会員が所属する世帯員数分の1とし、その総数の2分の1以上の出席で開会することができる。

- (1) 第41条に掲げる資産の処分
- (2) 第46条に掲げる会則の変更
- (3) 第47条に掲げる会の解散
- (4) 第48条に掲げる残余財産の処分

(総会の議決)

第24条 総会の議事は、この会則に規定するもののほか、出席した会員の過半数で決し、可否同数のときは議長がこれを決する。

(会員の表決権)

第25条 会員は、総会において各々1箇の表決権を有する。

2 前項の規定にかかわらず、会員の表決権は、次の事項を除いては、会員の所属する世帯の会員数分の1とする。

(1) 第41条に掲げる資産の処分

(2) 第46条に掲げる会則の変更

(3) 第47条に掲げる会の解散

(4) 第48条に掲げる残余財産の処分

(総会の書面表決等)

第26条 止むを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における第23条及び第24条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第27条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 会員の現在数及び出席者数(書面表決者及び表決委任者を含む)但し、第23条第2項により開会された場合には、これに基づく総数及び出席者数

(3) 開催目的、審議事項及び議決事項

(4) 議事の経過の概要及びその結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

第6章 役員会

(役員会の種類)

第28条 役員会は、定例役員会と臨時役員会の2種とする。

(役員会の構成)

第29条 役員会は、理事をもって構成する。

2 監事はその業務を遂行するために役員会に出席することができる。

(役員会の権能)

第30条 役員会は、この会則で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(役員会の開催)

第31条 定例役員会は、概ね月1回開催する。

2 臨時役員会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1)会長が必要と認めた場合
- (2)理事の過半数以上から召集の請求があった場合

(役員会の招集)

第32条 役員会は、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第2項第2号及び第3号の規定による召集の請求があったときは、その日から14日以内に臨時役員会を招集しなければならない。
- 3 役員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも開催日の7日前までに通知しなければならない。
- 4 本会の会員は、オブザーバーとして自由に役員会に参加できるものとする。ただし、会員の個人情報を保護するために、役員会に出席した役員3分の2以上の同意がある場合、役員会を非公開とすることができる。
- 5 役員会が必要と認めたときは、会員以外の者に参加を要請することができる。

(役員会の議長)

第33条 役員会の議長は、会長がこれに当たる。

(役員会の定足数等)

第34条 役員会には、第23条第1項、第24条、第26条及び第27条第1項第1号～第4号の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「会員」とあるのは「理事」と読み替えるものとする。

第7章 委員会

(委員会の設置)

第35条 本会は、特別な会務を遂行するために、総会の決議により、委員会を設置することができる。

- 2 役員会は、本会の目的を達成するために、役員会に専門委員会を設置することができる。この場合会員以外の者を委員に任命することができる。

第8章 関連団体

(関連団体の定義)

第36条 関連団体とは本会員が所属し、本会の区域内において、社会福祉の向上を目的として活動する次の団体を言う。

- (1)子ども会
- (2)老人クラブ
- (3)いきいきサロン
- (4)子育てサロン
- (5)その他総会において承認された団体

(助成金の交付)

第37条 関連団体に対しては、団体からの要請に応じて役員会で協議の上、助成金の支給を予算案に計上し交付することができる。

- 2 会長は、関連団体の助成金が正しく使われていることを確認するために、各団体の監事又は会計監査に就任する。

(団体の把握)

第38条 役員会は、各関連団体の運営について、必要に応じて状況の報告を受け、またそれに対して助言することができる。

2 役員会が必要と認めるときには、関連団体に対し本役員会への出席を要請することができる。

第9章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1)別に定める財産目録記載の資産
- (2)会費
- (3)活動に伴う収入
- (4)資産から生ずる果実
- (5)その他の収入

(資産の管理)

第40条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。

(資産の処分)

第41条 本会の資産で第39条第1号に掲げるものうち別に総会において定めるものを処分し、又は担保に供する場合には、総会において4分の3以上の議決を要する。

(経費の支弁)

第42条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第43条 本会の事業計画及び予算は、会長が作成し、毎会計年度開始前に、総会の議決を経て定めなければならない。これを
変更する場合も、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合に
会長は、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収入
支出をすることができる。

(事業報告及び決算)

第44条 本会の事業報告及び決算は、会長が事業報告、収支計算書、財産目録等として作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後1か月以内に総会の承認を受けなければならない。

(会計年度)

第45条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

第10章 会則の変更及び解散

(会則の変更)

第46条 この会則は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得、かつ、和泉市長の認可を受けなければ変更することは
できない。

(解散)

第47条 本会は、地方自治法第260条の20の規定により解散する。

2 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の4分の3以上の承諾を得なければならない。

(残余財産の処分)

第48条 本会の解散のときに有する残余財産は、総会において4分の3以上の議決を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

第11章 雑則

(帳簿及び書類の備付け)

第49条 会則、細則、会員名簿、認可及び登記に関する書類、総会及び役員会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類その他必要な帳簿及び書類は、本会の主たる事務所に備えておかなければならない。

(委任)

第50条 この会則の施行に関し必要な事項は、総会の議決を経て会長が別に定める。

附則

この会則は、和泉市長の認可の日から施行する。

平成 28 年 10 月 4 日 和泉市長から法人としての認可を受けました。